

議案第 8 6 号

市道路線の一部廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を経て、市道路線を下記のとおり一部廃止する。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

記

路線 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	終 点	備 考
1188	旧	市道 後潟南線	山陽小野田市 大字西高泊字 2 の西ヶ濱 2876-1 地先	山陽小野田市 大字西高泊字一ノ割 3191-1 地先	L=1,202m
	新		山陽小野田市 大字西高泊字 2 の西ヶ濱 2876-1 地先	山陽小野田市 大字西高泊字一ノ割 3187-2 地先	L=1,040m

（参考条文）

○道路法

（路線の廃止又は変更）

第 1 0 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わ

るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

- 3 第7条第2項から第8条まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

